

たのは、嘉永元年一〇月四日で、往診から帰る途中、横野村霧府滝で和歌を考えているうちに、足を滑らせて、滝に転落、死亡したと伝えられている。

(熊本工業大学)

『福岡藩奥御番医亀鑑』について

木下 勤

江戸時代の大名・諸藩は、俗に三百藩といわれているが、幕命により改易・国替えが頻繁に行われたために、時代によってその数に差異があり、江戸後期ではおよそ二百七十藩といわれている。そして各大名家は、その禄高、格式に応じて相当数の藩医を召し抱えていたので、全国的にはかなり多数の藩医がいたと考えられる。浅学にして、その数を正確には知り得ないが、恐らく何百、何千という医師数であったものと思われる。

黒田家福岡藩は、藩祖・黒田長政以来、ほぼ筑前国一円を領する表石高四十七万三千石の外様大藩であった。従って藩医も多く、文化十四年分限帳によると、内科五十六人、小児科十六人、外科二十人、眼科五人、口科三人、針

科十五人、計百十五人で、その外江戸定府の医師三十一人、総計百四十六人であった。以上のうち、奥医師資格者が何人いたか不明であるが、状況により随時、御目見の身分を与えて城中及び奥向きの診察に従事させたということである。常時これだけの人数の医師を召し抱えて居れば、これらを統率するためには、何らかの規定が必要であったわけで、『福岡藩奥御番医龜鑑』は当時、奥医師および御番医のための必須服務規程であったものと思われる。

福岡県立図書館蔵本の『福岡藩奥御番医龜鑑』は、天保四年六月上旬、中村東菴の筆書による写本である。内容は總式第一が十八丁、御出野御滞座式第二が五丁、友泉亭第三が三丁、吉凶式第四が四丁、合計三十丁からなっている。

總式第一の第一条には「一、御壁書きにも、これある通り親子兄弟たりと雖も御前向き御用によらず、軽重一切の口外仕らず義、仮初めにも等間の心得仕りまじきこと」とあり、当然のことながら守口義務が最重要事項として挙げられている。

また、「一、自然暴卒、御不例のご容体在らせられ候節は、御番医より拝診、御薬等差し上げ候義は、当番奥頭取

より指図これる可く候事」とあり、藩主等の急病に対する心得を指示している。「一、年寄病用の節、是迄の通り奥頭取まで相願わる可く候。若年寄初め役女中病用の節は、是迄の通り年寄より奥頭取まで相願わるべく候事」云々と、大奥の事についても細かく規定している。

「一、御館近辺非常の義これ有る節、罷り出で御機嫌伺い申し上げ候事。

一、御両敬（筆者註・藩主夫妻）御由緒書、兼ねて承知つかまつり置き候様仰せ出だされ候事。但し、御両敬書一冊これ有り候。

一、御薬籠、薬種一手中の年番にて受持ち候事。但し、お備えお薬種の義に御座候えは入念に虫付き黴付きなどは無き様、絶えず相調べ申すべき事。

一、在郷え病用これ有り一宿仕り度き節は、非番に候えば其の趣当番に相頼み、奥頭取え申し出で頭衆え相届け候上にて罷り越し申すべく候事（四丁オ）

一、在郷え病用これ有り、滞留罷り越したき節、同勤中、申し談じの上、横折を持って相願い申すべき候事（十五丁オ）などなど。

徴に入り細にわたって、規定しているが、これは医師身分として独特の勤務体制が要求されるため厳しい拘束と制約がなされていたものと解される。また、同じ様な規定が四丁と十五丁の二項目にわたって記載されているが、これは本亀鑑が何度か追加記録された事を物語っているものと思われる。

(福岡県苅田町)

広瀬旭莊門人「古谷道庵」

末 中 哲 夫

〔略歴〕

文政元年（一八一八）長州藩領豊浦郡宇賀本郷（現豊浦町）の村医の家に生れた。名幾太郎。字士先・司之。号柳村・玄遠・望洋館主人。通称修平・秀平。

一二歳の時、二見（現豊北町）佐々木発平に受読。一四歳の時、萩に出て松村玄機に入門、医学を学んだ。さらに木村藤太に入門、『小学』を学んだ。一六歳の時、豊後国日田の咸宜園に入門、広瀬旭莊の門に入った。一九歳の時、父恵仲が没したため、一時帰郷し、古谷家を嗣いだ。天保一〇年（一八三九）二二歳の時、大坂に出て、当時開塾中の旭莊に入門し、居ること四カ年。二五歳の春、旭莊に随行して大村に赴き、師とともに藩士らに講義し、また